

令和6年度

# 前橋市雇用拡大 サテライトオフィス開設費補助金

市外国内事業者（個人事業主は除く）を対象に、新たに市内にサテライトオフィスを開設するために要した費用（オフィス賃料）の一部を補助します。

【前橋市雇用拡大サテライトオフィス開設費補助金】	
対象要件	○市内に新たにサテライトオフィスを開設し、以後3年以上業務の継続が見込まれる事業者
対象経費	○オフィス賃料
補助率等	○中小企業2/3（補助上限額：20万円） ○大企業1/2（補助上限額：20万円）

**【対象外業種】**

商品先物取引業／連鎖販売取引、訪問販売、電話勧誘販売等の方法による物品の販売を行う事業／賃金業／宗教活動又は政治活動を目的とした事業／風営法に基づく許可又は届出を要する事業

**【共通要件】** ※以下の全ての要件を満たすこと

- ・申請時に法人設立の日から3年以上経過していること
- ・3年以上継続して維持、運営されることが見込まれること
- ・本社所在地の市区町村税を滞納していないこと
- ・**令和7年2月28日までに事業が完了**すること

**【提出方法】**

下記問合せ先に持参又はメールにて申請

**【その他】**

- ※必ず事業着手前に交付申請を行ってください
- ※申請金額の合計が予算額に達した時点で事業終了となります

**【要項及び詳細】**

★提出書類や対象要件等  
詳細については…  
**「前橋市ホームページ」**  
をご覧ください★

